





5、令和7年3月26日に交わされた、鎌ヶ谷市から事業者への譲渡契約内容が対等ではない。

本契約が適正な売買ではなかったのではないかと疑う箇所は譲渡契約書の随所から感じ取れる。鎌ヶ谷市と企業との間で交わされた譲渡契約書は、訳あり物件を破格の安値で購入したかのように、企業側の義務のみが一方的に示されたものであり、市と事業者の義務と権利は対等に規定されていない。民法 526 条※にある、7 条契約不適合責任※※を一切市は負うことはなく、14 条違約金は事業者のみに 20% 掛けられ、その他の条項において全て、負担を追うのは事業者であり、市は一切負担はないとする項目ばかりである。唯一、対等に示された条文は、16 条損害賠償と 21 条定めのない事項である。

対比して千葉県と鎌ヶ谷市との譲渡契約※※※上では、民法 526 条に関わる契約不適合責任に関しては、調査を行っていない項目を伝えた上で、それ以外に関しては 1 年間を期限として売却側の千葉県は、契約不適合責任を負うものとする。鎌ヶ谷市が事業者に対して一切負わないという契約は民法の規定に反する。

なぜこのような一方的な譲渡契約を、買主側の企業が訂正もさせずに承諾しているのか。市と相手企業が馴れ合いの関係になっているとの印象を持つし、本契約がまともな譲渡契約だったのかさえ疑いこととなる。

※民法第 562 条（買主の追完請求権）

1. 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。